

派遣結果報告

1. 派遣目的、派遣場所は議員派遣結果報告書のとおり

2. 調査場所、日時、内容、成果について

(1) 日本原子力発電（株）敦賀原子力館

① 日時 8月28日（水）13：20～15：15

② 内容

- （ア） 同社は、敦賀市に2基、茨城県東海村に2基、原発を運転しているが、各々1基ずつ廃止措置を開始中。
- （イ） 残りの2基については、再稼働を目指して新規制基準での申請中。
- （ウ） 敦賀市に3、4号機を建設準備中。
- （エ） 敦賀市で廃止措置に入った敦賀1号機は、1970年に営業運転を開始し、2015年に終了し、2016年2月に国に廃止措置許可申請書を提出し、2017年4月に許可され2017年5月より廃止措置工事に着手。
- （オ） 完了までに24年見込んでいる。（更地とする）
- （カ） 完了後の放射性廃棄物ならびに使用済み核燃料は県外搬出が原則だが、排出先は現時点では未定。（ただし使用済み核燃料は2号機にスペースがあるので2号機で使用または保管できる）
- （キ） 福井県とは廃止措置に関する協議があり、毎月の工事計画を説明している。
- （ク） 2号機については、福島原発事故を踏まえた対策として㉠浸水対策㉢電源確保㉣給水確保対策を講じている。
新規性基準適合性確認審査を国で行っているが、敷地内破砕帯評価に時間がかかっている。
- （ケ） 3、4号機増設計画については2010年3月に敷地造成が完了したが、福島原発事故で安全審査及び準備工事が中断している。

③ 成果

- （ア） 廃止措置後の放射性廃棄物及び使用済み核燃料を県外搬出先が不明であることから青森県に搬出されないように事前に対策を講ずる必要がある。
- （イ） 新規制への対応については、現地の厳しい目があり本県の東通及び大間原発計画の参考となった。
- （ウ） 同社の使用済み核燃料がむつ市の中間貯蔵施設に搬入されることになっているが、同社の原子炉の数が少なくなって再処理が必要かどうか疑問で、むつ中間貯蔵施設に50年以上保管され永久貯蔵される不安もあり事前に同社に確認する必要がある。

(2) 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉「もんじゅ」

① 日時 8月28日(水) 15:45~17:00

② 内容

- (ア) 同炉は、核燃料サイクル政策の要であり同炉の研究が成功すれば実証炉、商業炉として開発が進み核燃料サイクルの輪が完結することになるが、同炉は1994年4月に初臨界を達成し1995年10月に電気出力4%に到達したものの同年12月8日にナトリウム漏えい事故が発生し様々な対策を講じたが再開のメドが立たず、2016年12月21日にもんじゅの取扱い方針を決め2017年6月13日に政府として廃止措置を決定。
- (イ) そのことから本県が国策である核燃料サイクル政策に協力する立場から、国の原子力政策に協力するという土台が失われた。
- (ウ) 廃止措置は30年間でおこなわれ、終了後は更地とし、放射性廃棄物をどこに搬出するかは検討中で、使用済み核燃料及びナトリウムの処理処分についても検討中である。(4段階でおこない2047年終了予定。敦賀1号機3段階24年かかり2041年に終了予定)
- (エ) 廃止状況については、県との安全協定により毎月報告している
- (オ) 国際的には廃止措置の経験が多くあり高速炉特有の技術が蓄積されている。(フランス等5ヶ国11基)

③ 成果

- (ア) もんじゅが失敗したことにより核燃料サイクル政策は完全に破綻し本県が核燃料サイクル施設立地に協力する根拠が失われた。
- (イ) それでも本県が進めるならば、再処理工場及びむつ市中間貯蔵施設の使用済み核燃料は再処理されずにそのまま本県に永久貯蔵され、本県は核のゴミ捨て場となる可能性が極めて大きく、止めるべきである。
- (ウ) 廃止措置で発生する各放射性廃棄物の搬出先がないということは、本県への搬入を阻止するための対策をとる必要がある。
- (エ) 敦賀1号機の廃止措置完了が2041年、もんじゅが2047年、福島県の中間貯蔵施設からの搬出期限が2045年、本県高レベル放射性廃棄物期限が2045年と決められていながら全ての処分地が未定ということに県は危機感を持つべきだ。
- (オ) 国の廃棄物政策の遅れが全て本県を直撃し、本県が全ての核のゴミ捨て場とされる不安大であり、その対策を講ずべきである。

(3) 関西電力(株)の日時と内容

- ①高浜原発(若狭たかはまエルドランド) 8月29日(木) 10:00~10:30
- ②大飯原発(エルガイアおい) 8月29日(木) 11:00~11:30

③美浜原発（美浜原子力 PR センター） 8 月 29 日（木） 14：00～15：00

- （ア） 関西電力の原発は、高浜原発が 4 基、大飯原発が 4 基、美浜原発が 3 基と 11 基ある。（この他日本源電力敦賀市に 2 基ともんじゅと旧ふげんの計 15 基の原発が福井県若狭湾の日本海側に集中立地している。福島県が 10 基、新潟県が 7 基と多い）
- （イ） このうち美浜の 2 基を 2015 年 3 月に、2017 年 12 月に大飯の 2 基の廃止を決定した。
- （ウ） 美浜は、2017 年 4 月に廃止措置の許可を受け措置に取り組んでいる。終了予定は 2045 年とし約 30 年間の計画である。（4 段階でもんじゅと同年数かかる）
- （エ） 美浜の廃炉となる使用済み核燃料は 2035 年度までに再処理工場または中間貯蔵施設に搬出する。（中間貯蔵施設の場所等は未定）
- （オ） 未使用の新燃料は、2021 年度までに加工施設（大阪）に搬出予定。
- （カ） 美浜原発には、再稼働を目指している 1 基を含めて 2700 人から 3000 人の作業員が働いている。
- （キ） 発生する廃棄物を約 354,600 ℓ と推計し、うち放射性廃棄物を約 5,000 ℓ と見込んでいるが、搬出先は未定である。（低レベルであるが、地下 100m 未満の余裕深度処分するものや地下 50m 未満のピット処分するものもあり 2045 年までには搬出が必要）
- （ク） 大飯については、廃止措置の途中でありますが計画許可後 30 年で終了の予定。
- （ケ） 高浜 1、2 号機と美浜 3 号機は運転期間延長(60 年)許可をいただき安全対策工事をすすめている。
- （コ） 高浜 3、4 号機は、再稼働している。
- （サ） 再稼働を目指している原発については、新規制基準適合審査を受け、福島事故後の安全対策として㉑事故発生防止㉒事故進展防止㉓事故拡大防止㉔万一の更なる備え(テロ等への備え)を進めている。

④ 成果

- （ア） 廃止後の使用済み核燃料を再処理工場又は中間貯蔵施設に搬出する予定であるが、その計画は未定で問題の先送りではない。
- （イ） 仮に六ヶ所村再処理工場に搬入したとしても関電の原発が減少しプルトニウムの利用見込みがなければ再処理工場での再処理も中間貯蔵施設の中間の保証も困難になり、結果として本県に搬入されないように対策を急ぐべきである。

- (ウ) 廃止で発生する放射性廃棄物を 2045 年までには他に搬出する必要があるが、搬出先は未定であり本県に搬入されないように対策を急ぐべきである。
- (エ) 若狭湾沿岸は、原発集中立地地域であり、一旦事故が発生したらどこに避難するか不安を感じたが下北半島よりは道路が整備されている。

(4) 石川県庁

① 日時 8 月 30 日(金) 9:00~9:30

② 内容

- (ア) 県内には北陸電力(株)の原発が2基あり、うち2号機が新規制基準適合性に係る審査中
- (イ) 1号機については、2号機の結論が出てから対応とのこと。
- (ウ) 県の原子力行政は企画振興部に企画課エネルギー対策室があり、電源立地と電源三法制度を担当。
- (エ) 危機管理室に原子力安全対策室があり、安全対策モニタリング対策等している。(本県と同様である)
- (オ) 志賀原発近くに県関連の公益財団法人能登原子力センターがあり原子力の情報発信を行っている。
- (カ) 放射線監視については、モニタリングの結果を県環境放射線測定技術委員会が技術的な評価を行い、県原子力環境安全管理協議会が確認した後に原子力センターの広報紙等を通じて県民に公表される。
- (キ) 以前同県珠洲市に北陸電力、関西電力、中部電力の3社が協力して2地区で原発立地を図った。
- (ク) 平成元年に関西電力と北陸電力で立地可能性調査に着手したが住民の抗議活動で調査を見合わせていた。
- (ケ) 平成15年12月、3社は電力需要の低迷、電力自由化の進行、珠洲市の事情等を総合的に勘案し、知事及び市長に原発立地の凍結を申し入れた

③ 成果

- (ア) 珠洲市での原発立地計画が凍結となったことは、本県が東通村、大間町に原発計画を進める必要がないことを示しており参考とすべきである。
- (イ) 志賀原発は能登半島のほぼ中央部にあり、本県の下北半島、東通村、六ヶ所村の原子力施設の立地状況と似ているが、道路網の整備が進み自動車専用道路(以前は県道路公社の有料道路)が今は無料開放されており本県は参考とすべきである。

(5)北陸電力志賀原発「アリス館志賀」

① 日時 8月30日(金) 11:30~12:15

② 内容

- (ア) 志賀原発2号機が新基準での審査を行っている。
- (イ) 特に活断層問題で審査が長引いている。(21本の活断層があり、各々評価審査している)
- (ウ) 1号機は、2号機の結論が出てから検討する。
- (エ) 福島事故後の対策として㊶電源確保㊷冷却機能の確保㊸発電所敷地内の浸水防止等で安全対策を強化している。
- (オ) 具体的には津波の高さを7.1mに変更して防潮堤の設置等を行い(標高15m)森林火災や火山、竜巻等への対策として発電所周辺の森林を伐採し幅18mの防火帯などを設ける。(これは他の原発も同様)
- (カ) 水を確保し冷やす対策として大容量淡水貯水槽(2基)や高所注水車(2台)大容量ポンプ車(3台)等の対策をし、地震対策として地震の揺れの想定を1,000ガルに引き上げる等した。

③ 成果

- (ア) 活断層の評価を慎重に進め耐震対策として1,000ガルに引き上げているのは参考にすべきある。
- (イ) 2号機の審査結論が出なければ1号機の対応も決まらないとのことだが、これは他の原発でもあり(関西電力)原発の再稼働が進んでも原発に依存しないエネルギーの安定供給体制の構築を急ぐべきである。
- (ウ) 福島事故後の安全対策に各原発とも多額の費用と時間を要しており、果たして原発の発電コストがこれまでどおりの試算公表値でいいかどうか検証する必要がある。
- (エ) 特にテロ対策施設は、その性格上施設の場所、規模、内容を公表できないと思われることから核防護上の観点からも多額の経費が見込まれ(特定重大事故等対処施設の設置が必要で、工事認可後5年後までに整備)それが時間的に間に合わない時は運転停止となり更にコスト面で安定供給での検証が必要である。
- (オ) それらの検証は全国的に早期に行い、公表し、原子力対策のあり方を討論すべきである。